

独立行政法人国立美術館再雇用職員の就業に関する規則

平成 18 年 3 月 31 日

国立美術館規則第 25 号

[一部改正：令和 8 年 1 月 23 日 国立美術館規則第 3 号]

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立美術館職員就業規則（平成 18 年国立美術館規則第 16 号。以下「就業規則」という。）第 21 条の規定に基づき、定年により退職した職員の再雇用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者及び有期雇用職員就業規則の適用)

第 2 条 再雇用の対象となる職員は、再雇用する年度の前年度に定年退職した者とする。

2 就業規則に定める解雇事由又は退職事由に該当する者は再雇用の対象としない。

3 再雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）は、独立行政法人国立美術館有期雇用職員就業規則（平成 18 年国立美術館規則第 33 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「その他理事長が認めた者」とする。

(再雇用の方法)

第 3 条 再雇用は、1 年を超えない範囲内の期間（3 月 31 日までの期間に限る。以下同じ。）を定めて採用により行うものとする。

2 前項の採用は、働く意志、能力・経験及び健康の状況等について労使協定による基準に基づき行うものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	61 歳
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	62 歳
平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで	63 歳
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	64 歳

(試用期間)

第 4 条 再雇用職員には、試用期間を設けないものとする。

(再雇用の更新及び終了)

第 5 条 第 3 条第 1 項により定められた期間が満了した場合は、1 年を超えない範囲内の期間を定めて再雇用を更新することができる。

2 前項の更新は、次条に定める更新の限度まで引き続き行うことができる。ただし、第 3 条第 2 項に基づく基準に該当しないこととなる場合には更新しない。

(再雇用の更新限度)

第 6 条 前条による更新の期間は、満 65 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日を超えることはできない。

(休暇)

第7条 定年退職に引続き再雇用職員となった者の年次有給休暇は、当該退職時における未使用の日数とする。

2 第5条により再雇用が更新された場合の年次有給休暇は、当該更新された日の前日における未使用の日数とする。

(その他の勤務時間、休暇等)

第8条 再雇用職員の勤務時間・休暇等に関する事項については、前条に定めるもののほか、独立行政法人国立美術館職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（平成18年国立美術館規則第18号）を準用する。

(給与)

第9条 再雇用職員の給与に関する事項については、本条に別段の定めがある場合を除き、独立行政法人国立美術館職員給与規則（平成18年国立美術館規則第17号。以下「給与規則」という。）を準用する。

2 再雇用職員の俸給月額並びに給与規則を準用する場合の俸給表及び職務の級の適用については、別表第1のとおりとする。

3 再雇用職員には、給与規則第4章諸手当に規定する、管理職手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は、支給しない。

4 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する再雇用職員には、再雇用者期末手当及び再雇用者勤勉手当を夏季及び冬季に支給する。当該手当の支給日は、別表第2のとおりとする。

(退職手当)

第10条 再雇用職員には、退職手当を支給しない。

(懲戒)

第11条 再雇用職員について、定年退職となった日までの引き続く職員としての在職期間中の行為が、就業規則第38条の懲戒の事由に該当したときは、懲戒に処することができる。

(就業規則の準用)

第12条 再雇用職員には、この規則の定めるもののほか、就業規則（第8条、第9条、第18条、第19条及び第51条を除く。）を準用する。

(職務内容等)

第13条 再雇用職員の職務内容、勤務場所その他必要な事項は、毎年、職員の配置状況及び業務上の必要等を勘案して決定することとする。

別表第1（第9条関係）

俸給表	級	俸給月額
一般職俸給表	10	<u>544,100</u>
	9	<u>462,400</u>
	8	<u>409,200</u>
	7	<u>374,800</u>
	6	<u>331,900</u>
	5	<u>305,700</u>
	4	<u>290,100</u>
	3	<u>269,500</u>
	2	<u>227,800</u>
	1	<u>200,300</u>
研究職俸給表	6	<u>545,800</u>
	5	<u>403,400</u>
	4	<u>343,000</u>
	3	<u>299,200</u>
	2	<u>273,400</u>
	1	<u>230,200</u>

別表第2（第9条関係）

手当の種類	再雇用者期末手当		再雇用者勤勉手当	
	夏季	冬季	夏季	冬季
支給日	6月30日	12月10日	6月30日	12月10日
	ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年4月1日から平成25年3月31日までの間における再雇用の更新限度は、第6条中「満65歳」とあるのを次表の期間ごとに当該欄に掲げる上限年齢に読み替えて適用するものとする。

期 間	平成18年4月1日 ～ 平成19年3月31日	平成19年4月1日 ～ 平成22年3月31日	平成22年4月1日 ～ 平成25年3月31日
上限年齢	満62歳	満63歳	満64歳

附 則（平成21年6月1日 国立美術館規則第8号）

この規則は、平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成 21 年 12 月 1 日 国立美術館規則第 20 号）
この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 30 日 国立美術館規則第 18 号）
この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日 国立美術館規則第 3 号）
この規則は、平成 24 年 3 月 30 日から施行し、平成 24 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日 国立美術館規則第 7 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
（特例期間における給与の支給）
- 2 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額から、俸給月額に当該職員に適用される独立行政法人国立美術館職員給与規則別表第 4 の左欄に掲げる俸給表及び中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - （1） 地域手当 当該職員の俸給月額の月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
 - （2） 再雇用期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - （3） 再雇用勤勉手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、勤務 1 時間当たりの給与額は、第 2 項及び第 3 項により算出した給与額を基礎額とする。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日 国立美術館規則第 3 号）
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日 国立美術館規則第 7 号）
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 2 月 3 日 国立美術館規則第 17 号）
この規則は、平成 28 年 2 月 3 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 1 月 27 日 国立美術館規則第 4 号）

この規則は、平成29年1月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年1月30日 国立美術館規則第8号）

この規則は、平成30年1月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年1月29日 国立美術館規則第34号）

この規則は、平成31年1月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和6年1月30日 国立美術館規則第2号）

この規則は、令和6年1月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年1月24日 国立美術館規則第2号）

この規則は、令和7年1月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月28日 国立美術館規則第11号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年1月23日 国立美術館規則第3号）

この規則は、令和8年1月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。